

宇治市監査委員公表第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 4 日

宇治市監査委員

小山 茂樹

森 真二

水谷 修

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象

平成28年度社会福祉法人宇治市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)における財政的援助に係る出納その他の事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成30年2月1日から同年3月23日まで

## 第4 監査委員の除斥

監査委員のうち、水谷修委員については、監査対象団体である社会福祉協議会の評議員であるため、地方自治法第199条の2の規定により、辞退した。

## 第5 調査の範囲及び方法

この監査は、社会福祉協議会における事務事業のうち、平成28年4月から平成29年3月までの間の、本市からの補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務などについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求めるとともに、会計諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについては実地調査した。

また、福祉こども部地域福祉課についても、必要に応じて関係書類を調査し、関係書類に基づいて監査を実施し、必要なものについては口頭による質問調査を行った。

### 1 社会福祉協議会の概要

#### (1) 設立及び目的

社会福祉協議会は、宇治市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和47年8月に設立された。

#### (2) 事業

社会福祉協議会は、その設立目的を達成するために、定款に基づき次の事業を行っている。

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ ボランティア活動の振興
- ク 福祉サービス利用援助事業
- ケ 老人福祉センター（宇治市総合福祉会館）の経営
- コ 身体障害者福祉センター（宇治市総合福祉会館）の経営
- サ 移動支援事業の経営
- シ 地域福祉活動支援センターの経営
- ス 生活福祉資金貸付事業
- セ 暮らしの資金貸付事業
- ソ ふれあい福祉センター事業
- タ その他この法人の目的達成のため必要な事業

## 第6 監査の結果

- 1 今回の監査は次の項目について実施した。
  - 財政的援助のうち補助金に係る出納その他の事務について
  - 宇治市総合福祉会館の指定管理業務に関する指定管理協定及び
  - 経理状況について
  - 福祉こども部地域福祉課の所管課としての事務執行について
  
- 2 監査の結果、補助金に係る出納その他の事務については、他の事業と区分して経理が行われ、適正に処理されていた。
  - また、指定管理業務に関する指定管理協定は適正に作成されており、指定管理業務に関する経理状況についても、他の事業と区分して経理が行われ、適正に処理されていた。
  - 終わりに、指定管理者には、公の施設のより効果的・効率的な管理を行い、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることが求められる。社会福祉協議会におかれては、今後もその責任の重さを認識され、着実な運営に取り組みたい。
  
- 3 地域福祉課は、社会福祉協議会に補助金及び指定管理料を支出しており、市の所管課として指導監督を行う立場にある。今回の監査では、特に指摘事項は見当たらなかったが、今後とも、社会福祉協議会において市の補助事業や指定管理業務が適正に行われるよう、適切な支援と指導監督に努められたい。